

富山県第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）素案に対する

意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見の募集期間

令和3年2月25日（木）～令和3年3月17日（水）

2 意見の募集方法

（1） 閲覧場所

県ホームページ、県庁県民サロン、県庁情報公開窓口、各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）、県立図書館、県庁障害福祉課

（2） 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

3 意見提出数

（1） 提出者数：個人2、団体7

（2） 意見件数：23件

4 意見の概要と意見に対する県の考え方

別紙のとおり

富山県第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）（素案）に対する

意見の概要及び県の考え方

II 令和5年度の成果目標の設定と目標達成の方策

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

内容（要旨）	県の考え方
(1) 富山型デイサービスで働く職員の過重な負担にならないように施設整備に係る支援を十分に考えていただきたい。	富山型デイサービス事業所を始めとする施設の新築や改修、機能向上のための設備導入に係る経費を県としても支援しています。 これらの制度の一層の周知に努めるほか、国に対しても十分な予算を確保いただけるよう、機会を捉えて要望してまいります。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容（要旨）	県の考え方
(1) 地域包括ケアシステムの構築推進事業に取り組んでいただきたい。特に、精神障害者の家族支援に関わる事業、アウトリーチ支援に係る事業が喫緊の事業です。	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、各地域の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。 訪問支援は個別事例における本人の病状や本人をとりまく環境などによって異なるため、指標を設定することは困難ですが、訪問支援や多職種チームによるアウトリーチ支援等により、必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活を継続できるよう支援体制の整備に努めています。
(2) 成果目標は退院促進の観点からの指標が多いが、退院後に訪問支援する指標が必要。訪問支援がなければ再入院となる。	地域には、仲間づくりや交流、憩いの場等を提供している地域活動支援センターや民間団体が行う居場所等がありますので、利用していただきますようお願いします。
(3) 全く就労できない、または、短時間しか就労できない精神者とその家族が気軽に利用できる居場所が必要。	
(4) 目標達成の方策の定量値として、方策を実施する組織体制や職種別対応人数、ロードマップ等を明示していただきたい。	組織体制や職種別対応人数については、個別事例における本人の病状や本人をとりまく環境などによって異なるため、指標を設定することは困難ですが、訪問支援や多職種チームによるアウトリーチ支援等により、必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活を継続できるよう支援体制の整備に努めています。 ロードマップについては、本計画は令和3年度～5年度の計画となっていますので、当期間中の方策として実施してまいります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

内容（要旨）	県の考え方
(1) 精神障害者に関する記述は、ほとんどないが、具体的な方策（IPS（個別就労支援）、短時間雇用制度等）について明示していただきたい。	目標値の人数等は、精神障害を含む全障害を合わせた記載となっています。また、国の基本指針に基づいて成果目標の設定を行い、その目標達成の方策を記載しております。 IPS（個別就労支援）については、米国で誕生した就労支援モデルのことであり、また、短時間雇用制度については長野県で取り組みが

	始まっているとのことですですが、今後情報収集等も必要と考えるため、本計画に記載することは困難です。引き続き一般就労への移行が進むよう努めてまいります。
(2) 精神障害者における就労定着支援事業の利用期間を無制限にしていただきたい。	国の解釈通知に基づき、精神障害に関わらず、支給決定期間の上限は最大3年間です。ただし、事業所の判断により、支給決定期間終了後も本人の希望に応じて支援を継続することを妨げるものではありません。
(3) 精神障害者を受け入れる法人等に、当事者のあらゆる相談や問題解決に対応する担当者がいることが必要。 また、当事者が希望する業務の提供がモチベーション維持のために必要。	各障害福祉サービス種別ごとに、人員基準が国の基準省令によって定められており、各事業所にて必要数を配置しています。 希望する業務の提供については、主に就労移行支援事業所の就労支援員や職業支援員がサポートを行いますが、県においても事業所への実地指導の際に支援状況を確認するなど、福祉施設から一般就労への移行等が進むよう努めます。

III 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量等（活動指標）の見込み及びその見込量の確保の方策

③ 居住系サービス

内容（要旨）	県の考え方
(1) 入所施設側が入所者を積極的に地域移行させる動きが感じられない。また、高齢化等による入院や死亡により空きが出た時点で新たな待機者が入所しているように見受けられる。	入所施設から地域への移行の流れを作ることは必要ですが、一方で重度の障害等により入所による支援が必要な方もおられます。 入所希望者のニーズと施設側の受入体制がマッチングしない等の理由で待機される方もおられると聞いており、施設側の受入体制を整備することも重要だと考えます。 県としても施設側に所定の研修を実施するなど必要な支援に努めます。

⑧ 地域生活支援拠点等

内容（要旨）	県の考え方
(1) 地域生活支援拠点等における緊急時対応として、介護が必要な障害者や行動障害のある重度の方への対応が必要。	障害のある方の重度化・高齢化により、地域生活支援拠点等における緊急時対応へのニーズは一層高まるものと考えています。 令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定においても緊急時の対応を行った場合の加算が新設されており、県としても事業所等への周知を図り、整備の促進に努めてまいります。 緊急時の「介護を要する障害者や強度行動障害者の受け入れ」について、計画に反映します。(案P44)

⑫ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容（要旨）	県の考え方
(1) 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数及び退院患者数の他に、支援者の人数についても明記していただきたい。退院を促進しても、サポートが無ければ再入院になることが多く、また、	支援者の人数については、県として正確な推計を行うことは難しいため、本計画への記載は困難ですが、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。

訪問支援が無ければ、医療保護入院の増加にもつながる。	
----------------------------	--

IV 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

内容（要旨）	県の考え方
(1)「地域の自立支援協議会の構成メンバーに障害のある方や当事者団体が参画して、地域課題の解決に協働して取り組めるよう支援します。」などと明記してほしい。	地域の自立支援協議会はそれぞれの地域で障害福祉に精通した方々で構成されているものと考えており、現在、県内7つの協議会全てにおいて、当事者団体に参画いただいております。 県としても各々の地域の課題等をお聞きしたうえで、必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置

1 サービス提供にかかる人材の確保・養成

内容（要旨）	県の考え方
(1)専門分野別研修の充実を図るとともに、分野にまたがる人材育成（多職種の連携や介護医療と障害福祉の連携等）が求められる。	ご指摘の内容を計画に反映します。（案P51, 52）
(2)人材確保の取組みとして、介護福祉士等就学資金貸与の事業についても反映させたほうがよい。	学生等への修学資金、他業種で働いていた方の障害福祉分野への就職準備金の返済免除制度のある貸付制度について、計画に反映します。（案P51）

VII その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項

4 障害を理由とする差別の解消の推進

内容（要旨）	県の考え方
(1)東日本大震災時には、精神障害者やその家族が避難所を追い出され、転々とするなど疎外される状況が少なからずあったが、このような事態にならないよう、しっかりととした啓発をお願いしたい。	県においては、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（県条例）」を制定（平成26年）し、障害者差別解消法及び県条例は、共に平成28年4月に施行されました。 県では、障害を理由とする差別の解消に向け、県民や事業者等へ対し、障害者差別解消法及び県条例の周知啓発にしっかりと取り組んでいくとともに、相談員等による差別に関する相談対応や紛争の防止・解決体制の強化充実等を図ります。
(2)知的障害や精神障害、身体障害に関する「県委嘱の地域相談員」と「市町村委嘱の障害者相談員」の存在（役割）や人数も盛り込んでいただきたい。あわせて、いつでも相談しやすいように広報やホームページ等で名簿を提供いただきたい。特に知的障害者相談員は、同じ親の立場から本人や家族の葛藤や不安に共感しながら寄り添っていきたいと願っている。	地域相談員、障害者相談員については、計画本文中に記載しました。（案P71） また、相談しやすいよう名簿をホームページ等で公表するご提案については、相談のしやすさと個人情報保護とのバランスの確保といった課題も考えられることから、今後、他の事例も参考にしながら、どのような周知の方法が望ましいかを検討していきたいと考えています。
(3)精神障害の方を受け入れる障害福祉サービス事業所等の新築・改築に際しては、地域住民の反対が大きく、理解を得るのに多くの力を要することがある。地域住民から理解を得るべく行政の支援をお願いしたい。	案ではP.71において、「県では、障害を理由とする差別の解消に向け、県民や事業者等に対し、障害者差別解消法及び県条例の周知啓発」のほか、相談員等による差別に関する相談対応や紛争の防止・解決体制の強化充実等を図ります。

また、反対運動への行政の対応について計画の中で具体的に触れていただきたい。	す。」と記載しています。 差別には様々ある中、障害者関連施設等の立地を巡る反対運動についてのみ具体的に計画に記載することは困難ですが、立地に関する差別を含め、県民等に対し、差別の解消に向け積極的な啓発活動をしてまいります。
---------------------------------------	--

6 安全確保に向けた取組み

内容（要旨）	県の考え方
(1) 障害福祉サービス事業所等が「地域に開かれた施設になるべき」という表現と地域住民等との緊密な「関係性の構築等を通じ」という表現は硬すぎるのでないか。	ご指摘の内容を踏まえ、趣旨を変えず表現を改めます。（案 P74）
(2) 知的障害や発達障害のある人にとって、特に避難所運営において、感染症対策とあわせて、障害特性に応じた合理的配慮が必要。	ご指摘の内容を計画に反映します。（案 P74）

《参考資料》

内容（要旨）	県の考え方
(1) 治療中、通院治療中の精神障害者の人数が分かる資料を示してほしい。	治療中、通院治療中の精神障害者の人数については、本計画8ページに記載がある「公費負担通院患者数」が該当すると考えております。 入院患者数については、厚生労働省の「精神保健医療福祉に関する資料」において公表されています。
(2) 精神障害者の全体の数及び措置入院者数、医療保護入院者数が分からないので、明記してほしい。	精神障害者全体の数（治療を受けていない人を含む等）は、県として正確な推計を行うことが難しいため、本計画への記載は困難です。 措置入院者数、医療保護入院者数については、厚生労働省の「精神保健医療福祉に関する資料」において公表されています。

その他の意見

内容（要旨）	県の考え方
(1) 発達障害のある子と一生向き合うためには保護者への支援も必要。支援につながっていない子を支援につなげるまでのステップとして、ペアレンツメンターを活用いただきたい。	ペアレンツメンターについては、これまででも、県が主催する各種研修会等で先輩養育者として講演いただいているほか、昨年度作成したハンドブックや県発達障害者支援センター「ほっぷ」のホームページ等で周知しています。 また、国の基本指針により、新たに県・市町村の数値目標となったことも踏まえ、引き続き、講師等としてご活躍いただきたいと考えているほか、市町村に対しては、機会を捉えて、役割や活動内容等を周知してまいります。
(2) 障害福祉計画で示される数値を数値としてのみ追求するのではなく、県政に活かすためにアセスメントも重視いただきたい。	県障害者施策推進協議会で毎年、進捗状況の報告・検証を行い、実際の施策展開に活かすよう努めてまいります。